4月から市役所の組織を変更します

～効率的・分かりやすい市政運営を目指して～

市では、4月1日付けで行政組織改革を実施します。これは、効率的で分かりやすい市政運営を目指して行うものです。

今回は、部課等の数を「12部等50課等」から「11部等47課等」にすることで、組織のスリム化を図ります。

◆担当制から係制へ

「担当」に代わり「係」を、そのリーダーとして「係長」を原則全課に設置します。これは、指揮系統を分かりやすくし、係長の立場を明確にするためです

◆市長室・企画部の効率化

○市長室と企画部を統合し、部相当の「市長室」を設置します

○市の総合的な広報・PR拠点とするため、市長室広報担当を「政策事業推進課情報発信係」とします

○市長室秘書担当は独立させ「秘書課」とします

○企画政策課と行政経営課行政経営担当を統合し、都市経営・政策を一体的に推進する「政策経営課」を設置します

○企画部の情報システム課を総務部に移します

○行政経営課の統計担当は、情報を扱う業務であり、今年度行われる国勢調査を円滑に実施するため、情報システム課に移します

◆教育委員会のスリム化と青少年課の見直し

○生涯学習文化財課を「社会教育課」に改称し、中央図書館を「社会教育課図書館係」とします

○青少年会館に係る県から市への移管事業等の見直しの結果、青少年課を廃止するとともに、存続事業のうち学校教育関連事業を「社会教育課社会教育係」に、他の事業を文化スポーツ課に新たに設置する「青少年係」に移します

○学校教育課学校教育担当から「学校給食係」を独立させ、学校給食関係の組織系統を明確にします

◆このほかの組織改革

①子育て支援課への改称

子育て関連業務の範囲が拡大していることから、児童福祉課を「子育て支援課」に、同課児童母子担当を「子育て支援係」に改称します

②環境政策課への改称

今後、環境改善への積極的な取り組みが必要であることから、環境保全課を「環境政策課」に改称、同課環境政策担当をISO担当と統合し「環境政策係」とします

③建設総務課のスリム化

建設総務課国県事業担当は、事務の効率性向上のため「総務係（同課許認可担当から改称）」と統合します

④事務事業の移管

○平和事業関係事務は、市と市民が協働で進める必要があることから、企画政策課から市民協働課へ移します

○合併処理浄化槽関係事務は、家庭雑排水の処理であることから、環境保全課から下水道課へ移します

○狂犬病予防・ペットマナー関係事務は、ペット飼育者の増加により、環境面での対応が必要であることから、健康づくり課から環境政策課へ移します。

問　政策経営課行政経営係。

非自発的失業者に係る国民健康保険税の軽減制度を開始

4月1日から、自己都合や定年退職以外の理由で離職した方（＝非自発的失業者）について、申請により国民健康保険税が軽減される制度が始まります。

これは、離職者の再就職支援を目的に設けられたものです。

【制度の内容】

制度対象者の給与所得を本来の金額の100分の30とみなし、保険税額を計算します。

▽軽減期間　離職日の翌日の属する月から、その月の属する年度の翌年度末まで

(例) 離職日が平成22年3月31日の場合、軽減期間は24年3月末まで。

※実際に保険税が軽減されるのは、22年4月分以降のみです。

【軽減対象者】

次の①～⑤すべてに該当する方　①21年3月31日以降に離職した②ハローワーク発行の「雇用保険受給資格者証」を持ち、その離職理由欄に指定の数字（**表1**参照）が記載されている③給与所得があった（給与所得以外の所得は軽減対象外）④離職日時点で65歳未満である⑤国民健康保険に加入している

【申請方法】

国民健康保険被保険者証・雇用保険受給資格者証・印鑑（朱肉を使う物）を持参の上、保険年金課国保係へ。

※来庁が困難な場合は申請書を郵送しますので、同課へご連絡ください。

国民健康保険各制度の取り扱いについて

◇高額療養費および高額介護合算療養費

22年4月受診分以降に、同制度を適用して所得区分を判定します。低所得世帯の判定は、低所得基準（**表2**参照）を下回る場合に低所得世帯とします。なお、限度額適用認定証および限度額適用・標準負担額減額認定証の所得区分も、同様に判定されます。

◇特定疾病療養受療証

上位所得者の判定時に、同制度を適用して判定します。

問　保険年金課国保係。

【表1】雇用保険受給資格者証の離職理由コード

	離職理由コード					
特定受給資格者（注1）	11	12	21	22	31	32
特定理由離職者（注2）	23	33	34			

⇒「雇用保険受給資格者証」の離職理由欄に、上記いずれかの数字が記載されている場合、軽減対象者となる

（注1）倒産・解雇等の理由により、再就職の準備をする時間的余裕がない状態で、離職を余儀なくされた方

（注2）特定受給資格者以外で、期間の定めのある労働契約が更新されなかった、その他やむを得ない理由により離職した方

【表2】低所得基準算定式

33万円＋〔（国保被保険者数＋特定同一世帯所属者数）×35万円〕

⇒国保被保険者および擬制世帯主（注3）、**特定同一世帯所属者**（注4）**の所得の合計金額が上記算定額以下の場合、低所得世帯とする**

（注3）国保被保険者でない世帯主

（注4）後期高齢者医療制度加入者（75歳以上の方）のうち、同制度に移行するまで国民健康保険の被保険者であり、かつ、そのときの国民健康保険の世帯主と同一世帯に属する方。また、国民健康保険の世帯主であった方の場合は、現在も引き続き同保険の世帯主である方

あゆみ橋延伸整備事業

夜間通行止めのお知らせ

市では、厚木市および県の協力を得て、相模川に架かるあゆみ橋の延伸整備を実施しています。

同橋の延伸工事に伴い、現在の橋りょう端部を取り壊し、仮橋を設置するため、次の期間、同橋を夜間全面通行止め（**左図**参照。歩行者・自転車含む。一時、終日全面通行止め期間あり）とします。

※本紙3月1日号5面でお知らせした通行止め期間は、次のとおり変更となりましたので、ご注意ください。

▽通行止め期間（予定）4月上旬～5月末の21時～翌朝5時（うち4日間程度、終日全面通行止め期間あり）

▽通行止め区間　あゆみ橋際交差点～あゆみ橋東側交差点。

※通行止め期間の詳細は、同橋周辺に設置する案内看板や市ホームページでお知らせします。

◎迂回（うかい）にご協力ください

通行止め期間中は、相模大橋（県道40号横浜厚木）・新相模大橋（国道246号）・戸沢橋（県道22号横浜伊勢原）への迂回にご協力ください。

また、東名高速道路を利用する方は、2月27日に開通した圏央道（海老名インターチェンジ～海老名ジャンクション）をご利用ください。

問　道路整備課橋りょう鉄道係。

【通行止め期間中の迂回路】
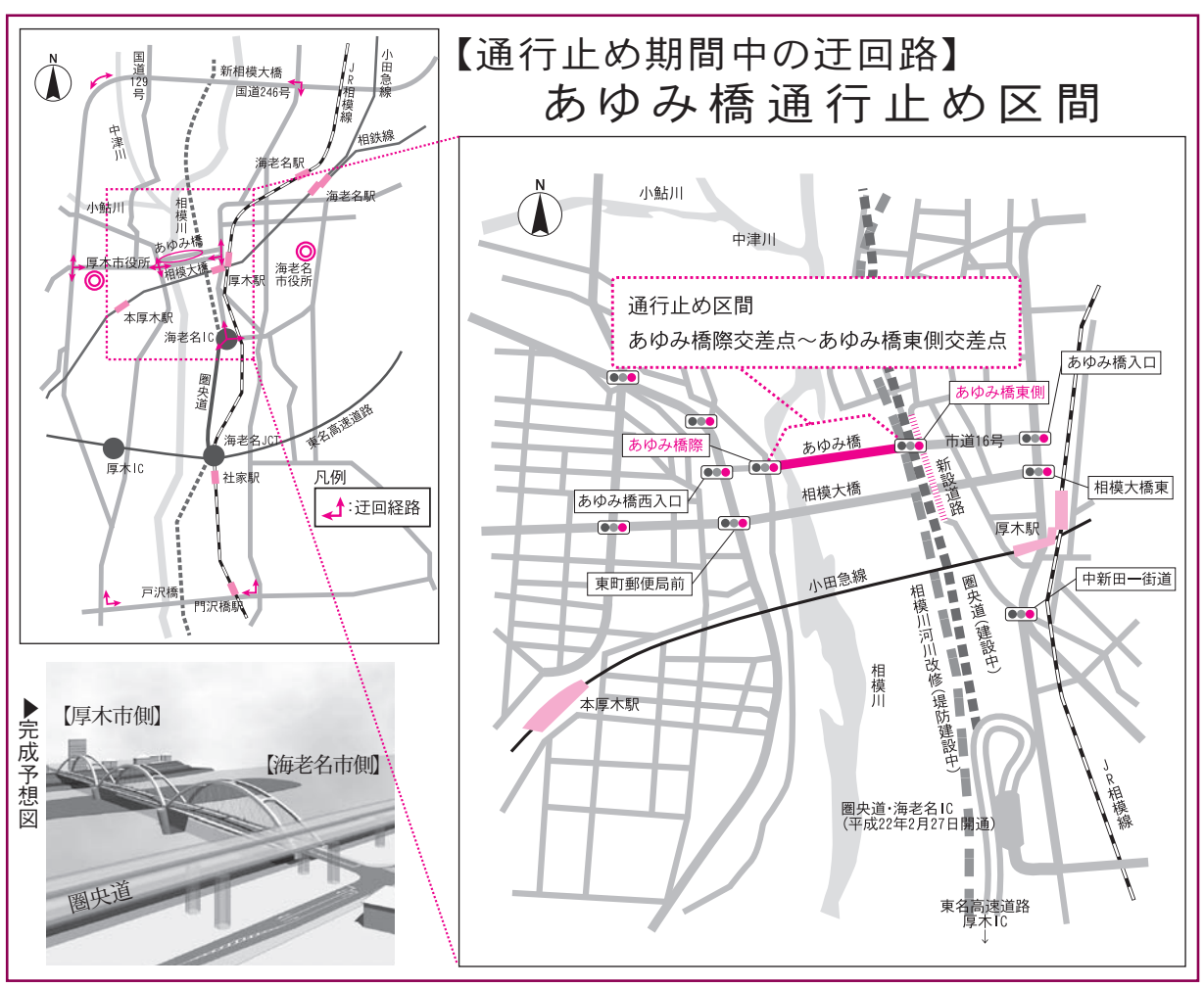
あゆみ橋通行止め区間